

## 新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営等について

令和 4 年 3 月  
森町災害ボランティアセンター

森町社会福祉協議会は、新型コロナウイルス等感染症の影響下における災害ボランティアセンター（以下、「災害 VC」といいます。）の設置・運営にあたり、全国社会福祉協議会 全国ボランティア・市民活動振興センターによる「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営等について～全社協 VC の考え方～」を基本として、「新型コロナウイルスの状況下における衛生に配慮した災害ボランティアセンター運営上の留意点」、「災害ボランティアの皆様へ～活動にあたっての衛生配慮にかかわるガイドライン～」を準拠し、下記《ポイント》を重点事項に掲げ対応していくこととします。

### 《ポイント》

- 森町社会福祉協議会は、新型コロナウイルスの影響下における災害 VC の設置について、被災者ニーズに基づき、専門家等の意見を加え、行政と協議し判断することとします。
- 災害 VC の設置を迅速に判断し、感染防止策を施しながら適切に運営するため、社会福祉協議会は、発災前に専門家等の意見を踏まえ市区町村行政と協議し必要事項を決定しておきます。
- 緊急事態宣言下におけるボランティアの募集範囲は、顔の見える範囲から市区町村域を基本として、広くボランティアの参加を呼びかけることはしません。
- 緊急事態宣言解除後におけるボランティアの募集範囲の拡大は、政府の基本的対処方針の考え方のもと、被災地域の住民等の意見・意向等をふまえ、行政（都道府県を含む）と協議し判断することとします。
- 災害ボランティア活動を実施するに際しては、感染拡大防止策を徹底します。

## 1 災害 VC の設置・運営

### 【新型コロナウイルス下での災害 VC の設置・運営の判断】

- ボランティア活動は、本来、市民の自由な活動であり、自主的、自発的な活動です。このことは、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される状況下においても、十分に尊重されなければなりません。
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止が課題となっている状況下においては、行政の判断により行動制限が行われることもあり、災害 VC の設置・運営や、災害ボランティア活動に一定の制限がかけられることもやむをえません。
- 一定規模の災害が発生し、被災者への支援が必要な事態が生じた場合、社会福祉協議会は、被災者ニーズに基づき、感染症予防の専門家等の意見を加え、新型コロナウイルスの感染拡大につながらない災害 VC の設置・運営が可能か、行政と協議し判断することが必要と考えられます。
- 新型コロナウイルスの影響下における災害 VC の設置を迅速に判断し、感染防止策を施しながら運営を適切に行うためには、発災前に専門家等の意見を踏まえ市区町村行政と協議し決定しておくことが求められます。その際、災害発生時における最新の感染状況や医療提供体制の状況といった新型コロナウイルス感染情報の提供、感染が発生した場合の行政、保健所、医療関係機関の支援体制等の確保が重要となります。

## 2 ボランティアの募集・受け入れの基本的考え方

- 大規模災害発生時、災害 V C は、被災地域内外から支援に訪れるボランティアを被災した人や地域につなぐことで被災した人の生活（回復）支援を行う役割を担っております。
- ボランティアの募集や受け入れの範囲については、これまでも、被災者のニーズや実際のボランティアの参加人数の動向等を踏まえ、その時の状況に応じて検討されてきましたが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大防止を踏まえた活動に当たっては、これらに加えて
  - ①被災地域にウイルスを持ち込む恐れ
  - ②被災地域からウイルスを持ち帰る恐れ
  - ③被災者やボランティア同士の接触により感染を広める恐れなどに配慮する必要があります。
- このため緊急事態宣言が発せられている期間は、国の移動制限をふまえ広域に大勢のボランティアに参加を呼びかけ受け入れる災害ボランティア活動は行わず、顔の見える近隣住民を中心に、中学校区、当該市区町村域、などの制限を設けて行うことが必要となります。
- 緊急事態宣言解除後においてボランティアの募集範囲を拡大する場合には、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等に示される外出の自粛等の考え方のもと、被災地域の住民のニーズや災害 V C の設置環境を的確に把握し、被災者等の意向や意見もふまえ、市区町村・都道府県行政とも協議したうえで決定することになります。
- 被災地以外の社協においては、被災地の支援を申し出たボランティアや N P O 等にも上記の状況等について情報発信し、理解を求めることが必要です。
- 災害 V C の運営者については、市町村内で社協を中心としつつ、地元の N P O、学生、ボランティア団体、企業・団体などの協力により確保できるように、災害発生前に体制を整えておきます。
- ボランティアの募集にあたっては、本人の健康状態の告知、活動中のマスクの着用や活動後に発熱等があった場合の災害 V C への連絡など、参加の条件を予め周知・徹底するとともに、当日不特定多数が災害 V C に訪れることがないように工夫することが重要となります。

### 3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した災害 VC の運営

#### 【これまでの災害ボランティアセンターの活動】

○従来、災害 VC で行っている活動は、概ね下記の 11 項目です。

- ①住民等の被災状況の把握と共有
- ②（ボランティアによる）被災地支援活動の要否（災害 VC の設置の要否）判断と活動期間の見立て
- ③ボランティアと行政・NPOとの連絡・活動の連携・協働の調整
- ④被災住民へのボランティア活動による支援情報の発信
- ⑤被災住民の支援ニーズの把握
- ⑥被災者支援を行うボランティア受付
- ⑦ボランティアによる支援のコーディネート
- ⑧行政やNPOが行っている支援活動への仲介
- ⑨ボランティア活動に使用する資機材等の調達・貸し付け
- ⑩復旧・復興期の生活支援（社協の事業として実施する活動と協働するボランティア活動のコーディネート）
- ⑪活動に必要な資金等の調整

○被災地域の住民から災害 VC に寄せられる支援ニーズには、ボランティアが対応するものだけでなく、行政や福祉関係者、福祉サービス事業者などが対応する内容のものも含まれます。社会福祉協議会としてそうしたニーズの仲介機能を果たすことは、新型コロナウイルス感染症下においても重要となります。

○上記の①・③・⑤・⑧・⑨は、ボランティアが直接関わらなくても、災害 VC の運営者、運営支援者により支援が実施できる内容であることから、被災市区町村、被災都道府県・指定都市社協を中心として災害 VC の名のもとで活動を実施することが可能です。

#### 【新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した運営】

○大規模災害時、限られた数のボランティアによる支援活動に限界があることをふまえ、「生活空間の確保」「保健衛生上必要な環境整備」「食事の提供」など実施する活動の優先順位と範囲を定め運営します。

○ボランティアによる災害ボランティア活動を行う場合は、新型コロナウイルス感染拡大防止に最大限配慮したうえで活動します。

- 当日、不特定多数が災害 VC に訪れることがないように事前登録制とすることが必要です。
- 活動地域において新型コロナウイルスの感染が発生した場合に備え、ボランティアやスタッフの連絡先を確実に把握します。
- 受付時、ボランティア活動保険への加入の確認をするなど、感染症発生時の対応等を予め定めておくことも必要です。
- 活動を実施するに際し、ボランティアの健康チェックだけでなく、支援先の住民の健康状態についても確認します。
- 運営においては、災害 VC のスタッフのマスクの着用、手指の消毒、毎日の検温、体調の報告の徹底を図ります。
- 災害 VC での人と人の接触時間を極力短くするため、事前研修やオリエンテーションは、事前の説明用紙の配付等により行う必要があります。説明動画を Web に掲載して行う方法も検討します。
- ボランティア受付やボランティア保険への加入についても人と人との接触を最小限とするため、全社協が昨年開発した QR コードによる受付システムや Web による保険加入システムを積極的に利用します。
- ICT（情報通信技術）を利用したニーズの受付、被災情報把握、ヒアリングなど被災者との接触を避けるための運営を工夫するとともに、スタッフのミーティングについてもオンライン会議を行うなど接触を最小限とする工夫を行う必要があります。

( 参考資料 )

## 【ボランティア活動保険について】

新型コロナウイルスに関するボランティア活動保険による補償について、下記のとおり情報提供がありました。

- ボランティア活動保険は、賠償責任保険をベースに開発された保険であり、特約事項として食中毒や指定感染症の一部を対象範囲として列挙し、補償しています。

### 特定感染症（感染症予防法による分類）

一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡（天然痘）、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、SARS, 鳥インフルエンザ（H5N1）、MERS
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157 等）、腸チフス、パラチフス

<令和元年 10 月 1 日現在>

- 現状では、ボランティア活動中のボランティア自身が上記の特定感染症に罹患した場合に補償されます。

- ①葬祭費用（死亡の場合、300 万円を限度にとした実額）
- ②後遺障害保険金
- ③入院保険金（6,500 円/日）
- ④通院保険金（4,000 円/日）

- これまで新型コロナウイルスによる肺炎は第 1 種～第 3 種特定感染症に該当していなかったため、ボランティア活動保険では補償対象外となっていましたが、5 月 1 日に保険の改定が認可されました。これにより、ボランティア活動中に新型コロナウイルスに罹患して治療を受けた場合は、補償の対象とすることとなりました。（2020 年 2 月 1 日に遡り適用されます。）

- なお、補償にあたっては、ボランティア活動中に感染したことが合理的に確認される必要があるため、必ず補償されるということにはならないことに注意する必要があります。